

徳島県情報公開審査会答申第119号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成23年7月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇年〇月〇日に私が逮捕された事件において私の供述調書（パソコン作成のもの）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年7月25日、実施機関は、本件請求に対して、「供述調書については、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する訴訟に関する書類に該当し、徳島県情報公開条例第35条の規定により、同条例の規定を適用しないとされている文書であるため、同条例第7条第3号の規定により当該請求を拒否するものである。」との理由で、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成23年7月29日（同年8月1日受理）、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成23年8月25日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公文書公開請求拒否決定処分を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書を要約すると、審査請求の理由は以下のとおりである。

- (1) ○○年○月○日私が逮捕された事件において、これはえん罪であると主張している。
- (2) 私は○○年○月○日に警察がパソコンで作成した供述調書を見て、私が老女をたたいたという以外はすべて真実がかかれていたので私は署名指印した。ところが、警察は○日ではなく○日に作成したと言っている。
- (3) 供述調書の日付や内容を改ざんしていると思ったのは、徳島県から徳島地方裁判所に提出された準備書面を読んだときである。
- (4) 警察はどうしても私を犯人にしたいがために○○年○月○日の供述調書の日付と内容を改ざんしたのに間違いない。
- (5) 警察に通報した者を相手に民事で損害賠償請求訴訟を起こし勝訴したが、ぬれぎぬははれていない。
- (6) この情報公開をこばみ、私の要求を退けることは、警察の不正行為（供述調書の日付と内容の改ざん）の隠蔽に手を貸すことになる。絶対に情報公開すべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 訴訟に関する書類の該当性について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第1項に規定される「訴訟に関する書類」とは、「被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。（大阪地裁平成14年（行ウ）第156号平成16年1月16日判決）」とされている。

供述調書は、司法警察職員捜査書類基本書式例（刑事訴訟法第193条第1項に基づく最高検察庁の一般的指示）に従い、刑事司法手続の一環である捜査の過程で作成される書類であるので、訴訟に関する書類に該当する。

供述調書には、被疑者供述調書と参考人供述調書の2種類があり、様式も別に定められている。

被疑者供述調書については、刑事訴訟法第198条の規定により、犯罪の捜査に必要がある場合に被疑者の取り調べができることとされており、同条第3項の規定により作成されるものであり、それ以外では作成されることはない。参考人供述調書についても、被疑者供述調書の作成を準用して、同法第223条に規定されている。共に供述者の供述内容を証拠として保全するために作成する重要な捜査書類である。

また、総務省行政管理局監修の「行政機関等個人情報保護法の解説」において、刑事訴訟法第53条の2に規定されている訴訟に関する書類の例示として、「例えば裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護

人選任届等の手続関係書類が含まれる。」と具体的な記載があり、供述調書にあっても例示に含まれていることから訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

2 条例第35条の該当性について

審査請求人が公開を求めているのは、供述調書であるため、訴訟に関する書類である。

そして、刑事訴訟法第53条の2第1項には、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は、適用しない。」旨規定されているため、条例第35条の規定に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 供述調書について

供述調書については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第177条第1項で「取調べを行つたときは、特に必要がないと認められる場合を除き、被疑者供述調書又は参考人供述調書を作成しなければならない。」と規定され、司法警察職員捜査書類基本書式例によって、それぞれ様式が定められている。

被疑者供述調書の作成については、刑事訴訟法第198条第1項で「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。」と規定され、同条第3項で「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定されている。

また、参考人供述調書の作成については、同法第223条第1項で「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を囑託することができる。」と規定され、同条第2項で「第198条第1項但書及び第3項乃至第5項の規定は、前項の場合にこれを準用する。」と規定されている。

以上のことから、被疑者供述調書、参考人供述調書ともに、刑事司法手続の一環である捜査の過程で作成される書類であると認められる。

2 訴訟に関する書類について

刑事訴訟法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の規定は、適用しない。」と規定している。

「訴訟に関する書類」とは、大阪地裁平成16年1月16日判決において、「被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると

解するのが相当である。」とされている。

また、総務省行政管理局監修の「行政機関等個人情報保護法の解説」においては、「被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。」とされている。

3 本件処分の妥当性について

上記のとおり、供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査の過程で、被疑事件又は被告事件に関して作成される書類であると認められるため、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当する。

そして、条例第35条は「法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定しており、「訴訟に関する書類」は条例の適用を受けないことから、条例第7条第3号の規定により本件請求を拒否することとした、本件処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成23年 8月25日	諮問
9月16日	諮問庁からの理由説明書を受理
9月26日	審査請求人からの意見書を受理
9月27日	審査請求人からの追加意見書を受理

9月28日	審査請求人からの追加意見書を受理
9月29日	審査請求人からの追加意見書を受理
9月30日	審査請求人からの追加意見書を受理
10月 3日	審査請求人からの追加意見書3通を受理
11月11日	審議（第93回審査会）
12月15日	諮問庁からの理由説明の聴取，審議 （第94回審査会）
平成24年 1月19日	審議（第95回審査会）
2月22日	審議（第96回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)